

3月16日（第4日）

3月16日(火) 第4日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
消防長	丸石正男	企業局長	木下隆
教育次長	小栗賢		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	議案第40号 江田島市職員の特種勤務手当に関する条例及び江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第41号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第42号 江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の変更について
日程第5	議案第43号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第9号)
日程第6	議案第44号 令和2年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第6号)

日程第 7	議案第 1 号	令和 3 年度江田島市一般会計予算
日程第 8	議案第 2 号	令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 9	議案第 3 号	令和 3 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 号	令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第 1 1	議案第 5 号	令和 3 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第 1 2	議案第 6 号	令和 3 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 7 号	令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 1 4	議案第 8 号	令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第 1 5	議案第 9 号	令和 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第 1 6	議案第 1 0 号	令和 3 年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第 1 7	議案第 1 1 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計予算
日程第 1 8	議案第 1 2 号	令和 3 年度江田島市下水道事業会計予算
日程第 1 9	議案第 4 5 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員の皆さん、そして、執行部の皆さん、昨日に引き続きよろしく願いをいたします。

また、傍聴席の皆さん、早朝よりこの会場までお越しくださいます、本当にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年第1回江田島市議会定例会4日目を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

12番、山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、早朝より傍聴ありがとうございます。12番議員山本秀男は、通告に従いまして次の質問をします。

まず、1項目めの国道487号の改良についてであります。私はこれまでに平成25年6月議会及び令和元年9月議会で質問し、回答はいずれも小用港の整備が済んだら広島県に働きかけるといふ答弁でありました。小用港の完了が令和3年度を予定していること、さらに今年1月の寒波がありました。寒さにも弱いことが判明しました。老朽化が激しく危険性があり早急に改良の整備すべきと思ひ、再度市長の所見をお伺いいたします。

2項目めの、各種補助金の見直し。特に自治会、まちづくり協議会など各種補助金は年々増加の傾向にある。見直しをすべきと考えるがどうでしょうか。

3項目め、合併処理浄化槽について。下水道は平成31年度をもち、面整備、管渠工事でございますが、整備途中において中止し、合併処理浄化槽へと移行しました。

そこで1点目に、下水道、農業集落排水事業を含みますが、及び合併処理浄化槽、単独処理浄化槽並びにくみ取便所の利用実態は、現状はどうなっているのかお伺いします。

2点目に、令和2年9月、広島県環境保全センターに浄化槽現況調査を依頼したが、結果と対応はどうでしょうか。

3点目は、合併処理浄化槽移行による問題、課題はないか。

以上、3項目5点、質問いたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。本日もよろしく願ひいたします。

山本秀男議員から、3項目5点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの国道487号の改良についてでございます。

国道487号は、皆様も御承知のとおり、呉市を起点といたしまして途中音戸大橋、早瀬大橋を渡り、江田島市に入り市内を縦断しながら津久茂の瀬戸や広島湾を海上で通過し、広島市を終点といたします延長約60キロメートルの道路でございます。この路線は、市民の皆様の生活を支える生活道路だけでなく、経済、産業を支える、極めて重要な幹線道路でございます。このうち、江田島町宮ノ原地区と中央地区と結ぶ御殿山隧道は、昭和19年の完成から約80年が経過しており、施設の老朽化が進み、度々補修していること、また、通行車両の高さ制限もございません。

本市といたしましては、早期に整備する必要があるとの認識のもと、毎年度広島県に対して要望をしているところでございます。広島県におかれましても、御殿山隧道を含めた中郷区間を道路整備計画の事業箇所に位置づけており、ルート検討など予備設計を実施中であると伺っております。現在小用バイパスの整備が最終段階に達しており、完成した後、中郷区間の整備促進が一層図られるものと考えております。引き続き、本市といたしましては、広島県と連携し、早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、2項目めの自治会等の補助金についてでございます。

自治会等の補助金につきましては、大きく分けて、自治会とまちづくり協議会に対するものの2つの補助金がございます。

まず、自治会への補助金につきましては、市内31の自治会が取り組む環境美化活動などに対して交付しており、平成23年度までは年間約600万円で行ってまいりました。その後、敬老事業費を追加したことなどから、平成29年度には総額約1,700万円に増加し、これをピークに、以後加入世帯数の減少などから減少傾向にあり、令和2年度の交付額は約1,600万円となっております。

次に、まちづくり協議会の補助金についてでございます。

持続可能な自治組織の育成のため、平成22年度にまちづくり協議会への補助制度を創設いたしました。この補助金につきましては、当初1団体当たり定額の30万円と1回限りの施設整備費100万円がありまして、平成22年度の補助金交付実績は、4団体に対して総額約400万円で行ってまいりました。その後、設立団体数の増加に加え、平成29年度には現在の世帯数を上限額とする算定方式に拡充したこともあり、令和2年度の補助金交付額は、21団体で総額約1,500万円となっております。

議員御指摘の、自治会、まちづくり協議会など各種補助金が増加傾向にあるということにつきましては、まちづくり協議会補助金の算定方式の拡充や設立団体数の増加が主な要因と考えております。

なお、補助金の見直しにつきましては、先般お示ししました江田島市行財政経営計画におきまして、早急に取り組むこととしておりまして、新年度補助金の総点検を実施させていただきたいと考えております。

次に、3項目めの合併浄化槽等についてでございます。

まず、1点目の下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便所の利用実態についてでございます。

本市において把握している令和3年2月1日現在の利用実態について、お答えをさせていただきます。

きます。世帯数約1万2,300世帯のうち、農業集落排水を含みます公共下水道は約6,500世帯、53%、合併処理浄化槽は約1,000世帯、8%、単独処理浄化槽は約1,300世帯、11%、くみ取りは約3,500世帯、28%でございます。

次に、2点目の令和2年9月、広島県環境保全センターに浄化槽現況調査を依頼した結果と対応についてでございます。

この調査は本市の現行の浄化槽台帳を整備するためのものでございます。浄化槽台帳では総数約3,000基の設置台数に対して、法定検査実施済み浄化槽が約2,000基となっております。この差の約1,000基について、下水道への接続に伴う廃止や家屋の取壊しに伴う浄化槽の廃止などを整備するため、公益社団法人広島県環境保全センターに浄化槽現況調査業務を委託し、調査を進めているところでございます。

契約期間は令和3年3月31日までとなっております。今月下旬には調査結果の報告が行われる予定となっております。

最後に、3点目の合併浄化槽移行による課題でございます。

本市の下水道事業は、近年の少子高齢化による人口減少や、整備に伴う財政負担など、下水道事業を取り巻く状況が大変厳しくなったことから、平成31年3月に下水道整備区域の見直しを行いました。これにより、江南、飛渡瀬地区の一部、秋月、大君、柿浦地区については、下水道整備区域から合併浄化槽補助による整備区域へと移行いたしました。公共用水域の水質保全という面では、下水道による処理も合併浄化槽による処理もいずれも遜色はございません。また、市民の皆様の費用負担という面についても、双方とも大きな差はございません。

しかしながら、生活排水の処理という観点では、公共下水道の場合は供用開始から3年以内に水洗便所に改造することが義務づけられていることから、早期に改善の効果が得られることが期待できます。

一方、合併浄化槽の場合は、新設や単独浄化槽から合併浄化槽への切替えにつきましては、あくまでも任意であることから、公共用水域の水質保全の取り組みが停滞する可能性があることが課題であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 再質問します。

国道487号の御殿山隧道についてでございますが、これまでも2回質問しましたが、小用バイパスが完了したら次にかかるという質問でしたが、今回の答弁にも、ルート検討など予備設計を実施中という答弁でしたが、設計検討に取りかかって前進しているというふうに捉まえてよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 市長答弁のとおり、広島県では現在ルート検討などの予備設計、これはルートのトンネルでありますとか橋梁でありますとかをどこにするか、そういった大まかな構造を決めていくような、そういった設計レベルなんですけれども、そういった業務を現在実施中でございます。市としても、整備に向けて着実に前進しているという認識を持っております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 私がなぜ今回も質問したかと申しますと、御殿山トンネルは、今年の1月の連休に寒波が襲いましたですね。そこでトンネル内に50センチから60センチぐらいのつららが、何十カ所か分かりませんが、私も実際通りました。暗い、狭い、漏水に加えて、寒さにも弱いことが判明したわけですね。つららについては、午前中に取り除いてもらって感謝しておりますが、仮に3年度に計画をすとしても、工事完成までには数年間かかると思います。その間も我々は心配しております。それはトンネルの周辺でございます。トンネルの出入口周辺は道路側溝に落ち葉が堆積したり、また、イノシシが崖を登り、側溝に泥がたまり、側溝は詰まり、大雨が降れば道路上に水が流れ、下流の住民はいつ災害が起きるか心配しております。年に1回か2回、側溝を掃除していただいておりますが、1週間か10日すればすぐに詰まる。掃除の回数を増やすか、側溝の蓋がけ、または雑木の伐採、斜面にモルタル塗りなどは考えられないかを伺います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員お尋ねのとおり、特に御殿山トンネルの宮ノ原側の出口が、状態が特にひどいと。市としても、こうした現状につきまして、再三県のほうに要望をしているところですが。県としても、このたびの寒波のときのつらら処理は、こういった通行上、大変問題があったと、こういった処理については早く対応してもらったのかなど。しかしながら、指摘のように、落ち葉でありますとか防草対策、土砂流出防止、こういった改善というのはいまだ不十分だと。予算的な問題もありますけども、建設業者が今災害でちょっと手いっぱいなところがありまして、こうした費用の割に手間が非常にかかるような工事、こういったとこまでちょっと業務が追いついていないというようなことも要因としてあるようでございます。いずれにしても、県も現状に課題があることは認識しておりますので、改善を図るよう、市として引き続き要望をしてみたいというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 県に要望をしていくということでございますが、廣中部長は3年になりますので、恐らく県に帰られると思います。部長は30年7月、災害の復旧をはじめ、土木行政に尽力されて本当に感謝しております。県に帰られたら、今度は土木、恐らく土木部門になるのではないかなと思うんですが、この国道487号、特に御殿山トンネル、中郷トンネルは日本一危険なトンネルであることを忘れないように、お土産を差し上げますので、県に帰られて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、自治会の補助金などでございますが、来年度から見直しを図るということでございますが、その中で、敬老事業でございますが、単価は1人当たり1,550円ですか、今は。それで、これから団塊の世代が75歳を迎えて、増加するのは明らかだろう思うんです。それで、本市の財政状況を考えたら、事業のあり方そのものも考える必要があるのではないかないうふうに私思うわけですが、どう思われますか、お聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 敬老事業の補助金について、今後改善あるいは検討が必要ではないかという御質問です。

今は自治会補助金のほうに組み込んでおりますけれども、何十年も前のことを考えると、これは市じゃなくて合併前の4町、町それぞれが、町が主催して、職員が準備をして敬老会を実施し

ていました。その後、自治会主催に移行して、補助金という形になりました。その頃は老人福祉費からの補助金であったわけですが、これを平成24年度に自治会補助金に組み替えたことによりまして、自治会の補助金がふえております。

この敬老事業につきましては、議員御指摘のように現場でもいろんな課題があるというふうに聞いてます。参加者が体調が悪かったり、足腰が悪かったりということで、敬老会を開催しても、その場合会場に行けない方がだんだんふえてきたと。一方で、記念品的なものを配るにしても、これで果たして敬老事業といえるのかどうかとかいう課題が、これはもう何年も前からずっと課題としてあるわけなんですけれども、これは何かいい方法がないかとは思うんですけれども、これも併せまして、新年度以降予定している事務事業総点検の中で、検討させていただきたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） ぜひ、宮ノ原の自治会は、例えば昨年75歳が200人、そのうち参加する人いうのは多くても2割、そういうような状態で、果たしてこの目的に達しておるのかどうか、非常に疑問に思うわけなんですよね。ほんで、世話をする自治会としたら大変なんですわいね。よう考えていただきたいと思います。

次に、地域支援課から3月11日、これは全協があった日ですが、今年度の執行状況と、自治会の通帳を持ってこいという通知があったんですが、初めての試みで何事かなというふう感じておるわけですが、これは何でこういうことになったのかをお聞きしたいんですが。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 今回自治会とまちづくり協議会の補助金につきまして、順次個別に内容確認をさせていただいております。

その理由として2点ございまして、まず1点目は、決算審査特別委員会での指摘です。特にまちづくり協議会についてですけれども、補助金が近年多額になっている中で、事業内容の精査や確認をしっかり行っているかと決算委員会での指摘があったことです。

2点目としては、意見交換が目的です。今年度、各団体とも行事やイベントがコロナ禍で実施できにくかったという中で、何かと御苦勞があったと思います。そのあたりの苦勞話を聞くとか、意見交換、情報交換を目的としたものです。

誤解があったようではありますが、何か違法な行為を疑っているとか、信用していないとかいうことではございません。

今回対応した職員の意見としまして、個々の自治会やまち協役員の方々と、こうして意見交換する機会を持って非常に良かったと、これまで直接お話をすることがなかった役員さんとも話ができて良かった、苦勞話や生の声を直接聞くことができてとても有意義であったと。また、役員さん方からも、会議では言えないことも直接会って話ができて良かったと聞いています。できれば今後も続けて、1年に1回はこのような意見交換の機会を持ちたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） わかりました。自治会、まちづくり協議会にしても監査があります。適正に監査されておるものと私は思います。補助金に関して疑問があれば、申請及び完了時にこれは確認すればいいんで、通帳がない、見せやとかいうのは、あまりにも上から目線で、疑っておるいうんですか、信頼関係が損なうんではないかと私は感じたわけでございます。

次に、ことし2月に自治会宛てに、コロナ禍で事業は例年どおり進捗は望めないで、補助金の変更をするように通知がありました。この際、地区で必要な備品購入等を検討せよということであったが、私は未執行事業については返還してもよいよという通知があるべきだったんじゃないかないうふうに感じるんですが、この点についてはどのように思われますか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 未執行事業について補助金の返還を求めるべきではなかったとのことのお尋ねです。

今年度は年度当初から新型コロナウイルス感染症によりまして、各団体とも活動を縮小せざるを得ない状況がありました。それに伴いまして、補助金をどうしたらよいかについて、年度当初から多くの問合せがありました。補助金の変更につきましては、無理をしてでも補助金を消化してくださいというものではなくて、行事が中止になった場合でも、必要な物品やこれまで購入できなかった備品の購入などに補助金を有効に活用していただきたいという趣旨のものでした。しかしながら、誤解があったようですから、今後、通知の仕方などについて反省しなければならないなと思っています。

なお、補助金の見直しにつきましては、先ほども言いました行財政経営計画におきまして、新年度自治会のみでなく、全ての補助金の総点検を実施させていただく予定としているところでございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） わかりました。

自治会については最後ですが、行政の届かないところを自治会が協力してまちづくりを図っているのは確かでございます。補助金を出せば済む問題ではないと思います。

また、交流プラザとか出張所には嘱託職員がいますが、職員を自治会事務と兼務させることによったら補助金を減ずることも考えられます。自治会の補助をはじめ、全事業を見直しをすることでございますが、創意工夫して全員で行財政改革による、5年間で10億円の財源の確保に努めるよう要望して、次の質問に入ります。

浄化槽等について質問します。

2項目めの広島県環境保全センター依頼については、調査中ということで今回は省きますが、住民の毎日に欠かせない生活について、まず1項目めの便所の利用実態について、再質問をします。

答弁にありましたが、いまだにくみ取り便所が約3,500世帯、本市全体の1万2,300世帯の約30%というこの数字、私は驚いたわけでございます。この数値を見てどのように感じたか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 汚水処理の現状をどう思うかとのことのお尋ねです。

全世帯1万2,300世帯のうち、約半数が下水道、次いで約3割がくみ取り、残る約2割が浄化槽ということで、議員も御指摘されたとおりに、私もくみ取りが思ったより多いなというふうに感じているところです。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 思ったより多い、そうですね。皆さん、思ったより多いんじゃない

かなと思うんですが、昨日の岡野議員に関連しますが、市長が仕事の間を創設するなりいろいろ工夫されておりますが、150人を超える雇用促進を図り、空き家を利活用する議論がありました。これはくみ取り便所というのは空き家を促進する、人口を減少する源ではないかと私は感じるわけです。それで、便所は住民が住んでいる限り、毎日使用するわけですね。仕事の間も必要でございますが、我々住んでいるこの3,500世帯のくみ取り便所、これが、まず我々の足元から環境改善をする必要があると思うんですが、考えはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） くみ取りが約3割、江田島市内にあるということで、これは皆さんも、議員さんもおっしゃったように、思ったより多いなというところですけども、ただこれは、あくまでも個人資産によるものですから、それについては行政としては強制とかそういうことはできなくて、支援していくということになると思います。3,500世帯全部での調査はできてはおりませんが、先ほど出ました下水道計画見直しの際に、下水道区域内で下水道につないでいない方、いまだに下水道計画区域でありながら、くみ取り便所のままである方ということには、全ての家について聞き取り調査をしております。その際の結果を見ますと、ほとんどの方が高齢化であったりあるいは一人住まいで、その家を次に住む人もいないということから、現状のままでいきたいと、ここでお金を、費用がかかるので、そこまではようしないというところが実態であったと思います。そうしたことから、市として、行政として、生活環境保全のためには支援することができれば考えていきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） そうですね。なかなか思いがあるかと思えますけど、私は非常にこの数に驚いたわけでございますが、次に、浄化槽についてお尋ねします。

合併浄化槽と単独浄化槽の違いと、単独から合併処理浄化槽に替えた件数は、わかれば教えてほしいんですが。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） まず、単独槽から合併浄化槽に切りかえた件数についてですけども、平成16年4月以降の、11月の4町合併以降の数字を確認しましたら、単独槽から合併浄化槽に切りかえたのが179基ありました。

それから、合併浄化槽と単独浄化槽の違いについての御質問です。

恐らく議員も既に御承知と思えますけれども、合併浄化槽は下水道と同じように雨水を除いた台所、風呂、トイレなど、家庭から排出される生活排水全てを処理するものです。一方で単独浄化槽はトイレのみの処理をするものですから、台所や風呂から出る生活排水は処理されずにそのまま水路などへ流れていきます。

なお、単独浄化槽の設置は、平成13年4月以降、浄化槽法が改正されてそれ以降は設置されてはおりません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 単独から合併にかえた件数は、合併後179件ということでございますが、私の推測でございますが、これは恐らく建物の新築か改築により変更したのがほとんどじゃないかと思えます。既設の建物を、くみ取り便所を合併処理にかえたというのは、あまりな

いんじゃないんかないうふうに推測するわけですが、私はその件についてはいいんですが、今回、今言われましたが浄化槽法の改正によって海や公共水域の水質を守り、生活排水を垂れ流す、この単独浄化槽、本市で当てはめれば1, 300世帯、くみ取り便所約3, 500世帯をいかに合併処理へ転換するかが行政の課題だと思います。

特に先ほどから議論しておりますが、くみ取り便所の多さには驚いておるわけですが、現在の改修補助金、5人槽で58万円ですね。これは新築したり改築したりする場合だったら58万円で済むかと思うんですがね。今ある建物を、住んでおりながらくみ取り便所を改造しよう思うたら、これじゃ恐らく済まんと思うんです。100万円もそれ以上もかかると思うんですよ。補助金のくみ取り便所については、既設の建物については補助金の増額をすとか、100%出すとか、極端に言うたらね。それぐらいせんと、水洗化は私は難しいと思うんですよね。それについてどう思いますか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 生活排水の浄化についての取り組みについての御質問です。

議員御指摘のとおり、環境保全の観点から早期に単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽への切りかえをしていただく必要があります。市としまして、また環境保全の担当部局としまして、自然環境の保全や快適な生活環境の実現に向けて、さらに広報・啓発に努めなければならないと感じています。

また、浄化槽設置補助金につきましては、令和元年度の下水道計画の変更にあわせて拡充しておりまして、5人槽で言いますと、50万円から58万円に増額したところです。普及促進のためには、今後さらなる増額も検討しなければならない時期がいずれくるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） ぜひ、新築する場合と改修する場合、随分費用は変わってくるだろうと思うんですがね。そこらあたりもさらに検討してもらって、住民が合併処理浄化槽にしやすい環境をつくっていただきたいと思います。

次に、合併処理浄化槽について、約1,000基ということでございますが、市の補助金を充たされた世帯もあろうし、さらには自費で施工した世帯もあるかと思えます。

これは昨年6月議会で沖元議員から質問がありましたが、平成24年に新築した物件で、当時は下水道事業認可区域で下水道に接続義務があるため自費で合併浄化槽にした事案でございます。さかのぼり、補助金の交付はできないということであるが、住民の公平性の観点から何か救済措置は考えられないかお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） あの際に、下水道事業計画区域であったがために浄化槽補助金を受けられなかった世帯が150程度であったと記憶しています。補助対象要件が変わったということで、さかのぼって補助金を交付するとかあるいはそれにかわる救済措置が取れないかということで、あの際に十分な検討を行いました。十分な検討は行いましたけれども、やはりそれは難しいという結論に至っております。

6月議会の際にも申しましたけれども、下水道計画のように市民生活に大きな影響を与える長

期的な計画がある場合には、本当に綿密な計画を立てて、より詳細に未来を見据えた計画を立てる必要があるというふうに反省いたしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 最後になりますが、浄化槽のブローがあります、ブローも時期がくれば取りかえも必要となってきます。補助金を受けてない家庭についてはそういうブローの修繕費を補助してあげるとかいうのも考えられるんじゃないかないうふうに思うんですね。ぜひそのように考えていただきたいと思います。

浄化槽は住民の任意設置であり、今回の法改正によって浄化槽管理者の強化が図られました。行政は不良な浄化槽は除去、その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な処置、指導ができるようになりました。また、水質汚濁の要因は単独処理浄化槽、くみ取り便所であり、住民が容易に改修できるよう補助金等を見直し、広報等住民説明を十分行い、理解を求め、水洗化を促進するようお願いして、私の質問は終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、12番山本秀男議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

（休憩 10時44分）

（再開 11時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番重長議員。

○3番（重長英司君） 皆さん、おはようございます。

3番議員、市民クラブの重長英司でございます。朝早くより傍聴をいただき、誠にありがとうございます。本定例会では最後の一般質問ということなので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして、コロナ禍の中での学校教育の今後について、次のことを伺います。

- 1、1年間過ごした中で注意してきたことは。
- 2、新年度に向けて新たに取り組みたいことは。
- 3、生徒たちや先生方に対する精神的なケアの問題は。

以上、1項目3点の質問でございます。答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） おはようございます。

重長議員からコロナ禍の中での学校教育の今後について、3点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

まず、1点目の1年間過ごした中で注意してきたことは、についてでございます。

今年度、各学校におきましては、児童生徒の感染リスク回避と学習機会を保障する観点から、国が示す衛生管理マニュアルや、学校の新しい生活様式に基づき、学校、児童生徒、保護者の3者が連携し、児童生徒が安心して学習できるよう、しっかりと感染症対策を講じて学校運営を行ってまいりました。

具体的には、密閉、密集、密接の3密を避けることを基本とし、検温等による児童生徒及び教

職員の体調管理や、校舎内の消毒等も適切に行ってまいりました。さらに、冬場は飛沫感染のリスクが高くなりますので、加湿器を各教室に設置し、適切な湿度を保ちながら、感染症リスクを回避したり、密閉を避けるための換気を行い、常時換気が難しい場合には30分に1回以上のペースで窓を全開にするなど、しっかりと対策を講じております。

こういった各学校の取組や家庭での協力が功を奏し、現在のところ市内の小中学校の児童生徒及び教職員が新型コロナウイルスに感染したという事例はございません。今後も引き続き、感染症蔓延防止に努めてまいります。

次に、2点目の新年度に向けて新たに組みたいことは、についてでございます。

現在学校におきましては、新年度に向けて、これまでの学習活動及び学校行事について見直しを図り、改善が必要なものにつきましては新たな実施方法を検討するなど、具体的なグランドデザインを描き、準備を進めております。

御承知のとおり、新型コロナウイルスが全国的な広がりを見せる中で、学校が臨時休校となり、感染リスクの解消のためにやむを得ず行事を中止せざるを得ない状況がございました。特に、運動会や体育祭等の体育的行事につきましては、今年度は実施することができませんでしたが、来年度は感染症対策を徹底した上で実施できるように検討してまいります。

また、来年度から各学校で1人1台の端末環境となり、令和時代のスタンダードとしてデジタル教材等を日常的に活用し、児童生徒が多様な学びを実現してまいります。

これまで蓄積されてきた教育とICTを組み合わせ、双方向型の一斉授業を実施したり、デジタル教材等を活用して一人一人の子供たちの状況に応じたきめ細やかな学習指導を行ってまいります。新年度も引き続き3密を回避し、感染症対策を徹底しながら児童生徒の学習活動を止めることのないよう、様々な行事も工夫して実施できるように努めてまいります。

次に、3点目の生徒たちや先生に対する精神的なケアについてでございます。

本市では、新型コロナウイルスが全国的な広がりを見せた時期から現在まで、教職員や児童生徒が体調不良に陥ったという報告はございません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症につきましては、未知のもので児童生徒が不安に陥ってはいけませんので、学習面や生活面で不安を持たせないよう、個々の学習の進捗を把握しながら、気になる児童生徒には個別に学習支援を行ってまいりました。さらに、これまで定期的に行っていた教職員による個別面談も、コロナ禍であることを踏まえ、より丁寧に実施するなど児童生徒の心のケアに努めてまいりました。

次に、教職員に対する支援といたしましては、校舎内の消毒等の業務に負担がかからないよう、スクールサポートスタッフ等の支援員を追加措置したり、非接触型の体温計や消毒液などを追加購入するなど、教職員の負担の軽減に努めております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内でも変異株と疑われる検体が見つかるなど、まだまだ未知の部分もございますが、学校では、管理職を中心に教職員が一丸となってチームで対応し、これまで以上に安全で安心な学校づくりに邁進してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 丁寧な回答をありがとうございます。コロナ禍の中でも学校がしっかりと取り組んでいるということがわかりました。

昨年9月定例会でも、この件に関しましては質問をさせていただきました。今回の質問は、

その後の状況の確認ということで質問をさせていただいております。

それでは、再質問のほうに入ります。

学校での具体的な感染防止対策の取組について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほどの教育長の答弁にもありましたが、学校では国のマニュアルなどによって、感染源を断つこと及び3密を防ぐことを基本に感染予防策というのを取っております。例えば、感染源を断つということは、登校前の検温等を実施し、風邪の症状がある児童生徒については自宅休養をさせるとか、マスクの着用、これを徹底するというなどを行っております。また、3密を防ぐということでは、学校内で机の間隔を1メートル以上取るとか、冬場でも可能な限り換気に努めたり、また、その際には室温が低下しますので、健康被害が出ないように暖かい服装にするなどの配慮をしております。さらに、登下校時のスクールバスでございますが、バスでもしっかり換気をするなどして、3密対策を行っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。しっかりと感染予防対策を取っているということがわかりました。学校での対策はそれでよくわかりましたが、児童生徒への指導のほうは、どのように行っておられますか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 児童生徒についての指導ということでございますが、まず一番大事なのは、新型コロナウイルス、この感染症について正しく理解し、適切な行動が取れるということではないかと思えます。そのために、何度も言っているんですが、国や文部科学省、県などの資料を利用して、子供たちにしっかりと指導をしております。

また、児童生徒にソーシャルディスタンス、これを体で覚えてもらおうと、廊下に2メートル間隔でテープを貼ったり、廊下にカラーコーンなどを置いて一方通行にしたり、各学校ではいろいろ工夫した指導というのを実施しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） さまざまな工夫をして取り組んでいるということですが、これからも市内の学校から感染者が出ないようにまん延防止策をしっかりと取っていただきたいというふうなことでもありますが、今の行動の指導ということで、通常、廊下を歩いたりとか、そういう部分ではいいと思うんですけども、大休憩時間で校庭へ出て遊ぶ、そういうときに割ともぐれついて子供はよく遊ぶんですけども、そこらあたりのほうは、やっぱりそういうことは今は控えるようにというふうな指導はなされてますか。どうでしょう。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 子供たちがなるべく近づかないようにするということは、当然学校のほうでは指導しております。ただ、そればかりでもいけないので、今言ったように大休憩などでは外に出たり、寒かったら体育館の中で運動するなど、運動不足の解消にもつなげるというふうなことも学校ではやっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。

ちなみに、学校に消毒液や予備のマスクというのは準備してありますか。お願いします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 学校のほうにも予備のマスクというのはございます。マスクについては、各学校に子供用が約200枚、大人用が300枚の計500枚程度は備蓄しております。消毒液についても各学校で50リットル程度の備蓄はしております。さらに、教育委員会、事務局のほうにも、マスクについては子供用が450枚、大人用350枚の計800枚、また、消毒液についても13リットル、10リットル程度の備蓄というのはしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。子供がマスクを忘れても対処できるということで、安心をいたしました。

次に2点目、新年度に向けた取り組みについてですが、GIGAスクール構想で1人1台の端末あるいはデジタル機材の導入、ICT環境の整備を行っているということですが、またコロナがまん延し、休校になったりした場合、学校と家庭など双方向で利用するという事は、できるようにはなるんですね。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 当然双方向の通信ができるようにはなります。今回入れたタブレットなんですが、広島県の教育委員会が推奨している、G Suiteというクラウドサービスというの導入します。今年度中には教員と生徒との双方向型の学習支援、これが実施できるハード面での整備というのは終わります。そのために、まずは先生方に、しっかりと機器が使えるよう業者に指導していただいたり、研修会、こういったのを開催したり、また、学校間での交流も実施して、指導力の向上に努めるようにしております。また、双方向の学習がしっかり実施できるように、先生のスキルアップの指導を行い、先生も児童生徒もしっかりとこの機器が利用できるよう、支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。たくさんの予算がついているGIGAスクール構想でありますので、しっかりと活用していただきたいとお願いをいたします。これについては今後も注意をして、うまく活用ができていくのかというあたりまで、やっぱり注目してまいりたいと思っております。

次に、今年度は夏休み期間も授業を行ったそうですけれども、エアコン等は各教室に整備をされているのか。今年度初めには、エアコンがちょっと少ないという話を聞いて、夏はどうなるんじゃないかというふうな話もあったものですから、そこをちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） エアコンなんですが、これに関しましては各学校、各教室にエアコンの整備というのはしております。さらに、新型コロナウイルス感染症対策の交付金というのを活用しまして、学校の特別教室にもエアコン、また、冷風機とか扇風機といったものを設置し

ております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それは先生方、生徒さんたちにとっても大変よかったですと思います。やっぱり夏の暑い中、汗かきながらということでは授業にも集中できませんから、そういったことではすごくよかったですし、今後どういう状況になるのかはわかりませんが、夏休み期間中も子供たちがしっかりと授業ができる環境が整っているということを聞いて、安心をいたしました。

次に3点目、精神的なケアという部分で、教職員や児童生徒がコロナによる体調不足がこれまでなかったということなんですけれども、今後起こるかもわかりませんが、不登校ということも実際にちょっと耳にしている部分もあります。そういったことへの配慮について教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） コロナ禍に限らず、そういう不登校ということはあってはならないというふうに思っております。学校ではそういうことにならないように、学級担任とか養護教諭、こういった方々を中心に、きめ細やかに健康観察をしたり、常日ごろから児童生徒の状況は細かく把握しております。少しでも気になることがあれば、すぐに声がけをするなど、児童生徒にしっかりと先生方が寄り添った活動というのをしてくれております。

また、状況によってはスクールカウンセラーというのもございますので、そういった方に頼んだり、居場所づくりなどを行って、極力不登校というのをなくすということで、学校のほうは全力で取り組んでおります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。今現在も不登校児童が何名かいると聞いておりますけれども、コロナ禍と言わず、この問題にはしっかりと取り組みをしていただいて、不登校がゼロを目指さんにゃいけんとは思うんですけれども、なかなか実態的にゼロになることは難しいんじゃないかと思います。そういった中でも、親御さんも児童生徒の皆さんも安心して教育が受けられるような、要するに学校での環境づくりというのをしっかりとお願いするとともに、そういった不安、親も子もこれまでに経験したことのないコロナ禍の緊急事態宣言とかというもので不安感を持っていると思うんですよね。やっぱりそういった不安感の中で生活するということが不安定な気持ちも起こり得ると思いますので、そういったことで児童へ当たったりとか児童虐待があったりとかということは、江田島市ではまだないんですよね。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今の、親御さんが不安になるということもそのとおりでらうと思います。今のところ、そういった児童虐待とかいった話は聞いてはおりません。これも先ほどお話しした不登校と同じなんですけど、長期休業中とか臨時休業中の場合、児童生徒さんがおうちにいる時間が長いんですが、その間アンケート調査をしたり、先生方は家庭訪問をしたりして、児童生徒の状況を的確に把握するようにしております。これも先ほど言ったのと同じなんですけど、子供さんとか親御さんに少しでも違和感を感じたら、すぐチームで動くように学校のほうではしっかりと対応しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。子供たちのことを第一に考えて、取り組んでいただきたいと思っております。

また、世間では新型コロナウイルスに感染した人や発生した飲食店などへの誹謗中傷とか、江田島市では聞いたことがないんですけども、マスク警察みたいな、どっちかというと半分いじめみたいなことをする人も世間ではおるようなんですけども、学校での新型コロナウイルス感染者が、今は発生していないんですけども、それがもし発生したときに、このようなことがあってはならないと思いますが、誹謗中傷あるいはいじめ防止についての取り組みを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 議員さんおっしゃるとおり、そのようなことが絶対にあってはならないというふうに思っております。学校ではコロナに限らず、いかなるいじめがあってもならないという指導というのは、日々の教育活動でしっかりと取り組んでおります。このことで、特に新型コロナに関して言えば、コロナに感染した人はもちろんのことなんですけど、家族や治療に当たった医療関係者などに対する誹謗中傷とか、SNSでの書き込みをしたりとか、拡散させたりする行為、こういうことは絶対に許されない行為であるということは徹底して指導はしております。今後もこの新型コロナウイルスに関するものも含めて、日頃からいじめ防止には全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 今のSNSということですけども、そういったスマホを持っている子供が、今はほとんどじゃろうと思います。そこらあたりのネット社会に対する指導みたいなものは学校で行ってますか。そこを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今のスマホの使い方とかネットに関しての使い方というのは、子供にも教えてますし、保護者にも業者の方に来ていただいて、研修ということでやっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。どうぞよろしくお願いします。

子供も大変でしょうが、先生方もこれはもう本当にこれまであったことがない事象が起こっているんで本当に大変だと思います。その辺のケアの問題なんですけれども、先ほどの答弁ではスクールサポートスタッフですか、支援員の方がいるということでしたけれども、そこらあたりをちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほどの答弁の中にもありましたスクールサポートスタッフでございますが、今回のコロナで追加の措置というのをしております。スクールサポートスタッフにつきましては、現在小学校に5名、中学校に2名の計7名を配置しております。これは学校の規模等によって、県教委のほうで配置しているということでございます。江田島市では、スクール

サポートスタッフが配置されていない学校には臨時講師等を任用して、学校間での差がないように配慮しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。それで、これは去年の9月にもちょっとお伺いした部分をもう一回確認なんですけれども、あるNPO法人がアンケートを、全国の先生方のアンケートの中で、かなり先生方が疲労感をかなり持っている方がおられるという結果が一応出ていまして、そこらあたりが江田島市の現場の中で、やっぱり見えてない部分がひょっとしてあるのかなという気はするんですね。ふだんはあれですけれども、教育委員会の方が学校を見に来られたら、みんなばばっとしてしゃきっとしていうふうなことがあるんでしょうけれども、そうでない、普通のときは、やれくたびれたの、たいぎいのということがあるんかもわからんですね、これはね。そこらあたりは先生方がしっかりとしないで、子供らのケアができなくなる、その懸念が私一番恐ろしいんで、そこらあたりが実際の現場と教育委員会との一体というのは多分難しいと思うんですけれども、今一体化しようとはされておると思うんですね。ですから、そこらあたりでそういった雰囲気を感じられるんか感じられんのか、現場と教育委員会が若干ちょっとずれがあるのかなというのは、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 確かに今言われるように、先生方が教育委員会等には遠慮しておるところはあるかもしれませんが、その辺は各学校には管理職、校長、教頭等もおりますので、学校の中でとにかく何か違和感があったら管理職はしっかりとフォローしてくれると。当然管理職に関しては、教育委員会がしっかりとフォローして学校を守っていくんで、思い切りやってくださいということは常日頃から言っております。ですから、信頼関係はかなりできているんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） わかりました。ありがとうございます。

それでちょっと教えていただきたいんですけども、不登校の子供の数を、ちょっと今あれだったら教えていただきたいんですが。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） すみません。ちょっと不登校の数、今ちょっと手元にないんで、また後でします。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。学校や教育委員会が子供たちのことを考えて、しっかりと感染症の対策を行っているということがよくわかりました。

今回の新型コロナウイルスの感染症では、これまでにないことがたくさん起こったり、不安になったりすることが皆さんあると思います。そういったことを、子供たちや先生方のフォローをこれからもしっかりとお願いします。また、今回のコロナ禍というものをピンチと捉えるのではなく、新しいことができるチャンスをやっぴりこういった感染症予防ということをこれまではやったことがない、せいぜいインフルエンザのワクチンを打つぐらいしかやってなかったと思うん

ですよね。そこらあたりがすごく、今はみんながうがい、手洗い、マスク、3密を避けるということで行っているのも、そういったことが、新しいことができるチャンスと思っていただいて取り組んでいただければ、必ず明るい未来が訪れるのではないかと思います。

私は、子供たちがこの江田島市の宝ということなんで、やっぱりすごく大切な財産だと思えます。ですから、その子供たちを指導していただく先生方も同じく宝と思っております。やっぱりそういったものを大切に、宝を大切に、江田島市のさらなる発展につながっていただければと思っております。そういった子供さんたちが大きくなって江田島市を背負っていただくという観点に立っても、やっぱり人材育成はすごく大切な部分だと思っております。

これからも引き続き、子供たちの安全・安心のために学校と教育委員会がしっかりとタッグを組んで取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ありがたいお言葉、ありがとうございました。

すみません、先ほどの不登校の件数がありましたので。

令和3年2月末現在の数字でございますが、不登校は小学校が4名、中学校はちょっと多いんですが10名ということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、3番重長議員の一般質問を終わります。

日程第2 議案第40号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、議案第40号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例及び江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第40号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例及び江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第40号について、説明します。

議案書2ページに条例案を、3ページ、4ページに参考資料として新旧対照表を添付してあります。参考資料により、条例の内容について説明します。

本市の条例では、新型コロナウイルス感染症にかかる定義を法律及び政令から引用しています。その引用先である法の一部を改正する法律が施行され、引用先の法律の条文及び政令が廃止されたため、本市の条例における新型コロナウイルス感染症の定義づけを改めるものです。

議案書3ページの参考資料、条例案、新旧対照表を御覧ください。

改正をいたしますのは、表題の江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例及び江田島市国民健康保険条例の2条例です。新旧対照表には各条例の改正部分を抜粋し、表の右側には現行条例を、左側に改正案を、改正部分に下線を付しています。

まず、表中上段の江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例については附則第3項中で、次に、表中下段の江田島市国民健康保険条例については附則第4条第1項中で、それぞれ新型コロナウイルス感染症について、下線部のとおり定義づけを改めます。

議案書2ページをお願いします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、議案第41号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第41号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険料率の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第

96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第41号につきまして、御説明をいたします。

議案書6ページに改正条文を、7ページに新旧対照表を、8ページ、9ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

1、保険料の改定でございます。

令和3年度から令和5年度までの介護保険事業計画期間に係る介護保険給付費等の推計に基づきまして、保険料率の見直しをいたしました。その結果、第1号被保険者に係る介護保険料率を改定するものでございます。その下の表は第1段階から第9段階まで各段階別の介護保険料の年額につきまして、現行と改正案を掲載しております。

次のページ、9ページをお願いいたします。

一番上の第5段階が基準額となりまして、現行の7万4,400円から改正案では6万7,200円と7,200円の減額となるものでございます。

2、施行期日でございます。

施行期日は令和3年4月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、議案第42号 江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第42号 江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の変更についてでございます。

江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定につきまして、協定金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議案書11ページの参考資料をお願いいたします。

このたびの議案は、令和3年2月の補正予算におきまして令和2年度の増額補正をしていたが、令和3年度分を減額したもので、議決後変更の仮協定を結ぶ必要があったため、このたびの議案上程となっております。

1の目的から2の協定方法につきましては変更がございません。

3、協定金額は変更前が3億6,000万円で、このたびの協定金額を2億7,000万円に変更するものでございます。

4、協定の相手方は、日本下水道事業団の理事長に変更がありましたので、相手方の理事長名を変更しております。

5、工期については変更はございません。

次に、変更の理由でございます。当初、日本下水道事業団と物価上昇等を考慮した金額で協定を締結しておりましたけれども、実施の段階で精査した金額により入札を執行した結果、協定金額に差額を生じました。この理由によりまして、協定金額の変更をお願いするものでございます。

なお、12ページに施設の全体配置図を、13ページ、14ページに現在の施設の状況写真を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 9,000万円の減額、約25%、減額されるのは結構なことなんですが、物価上昇分を考慮してという理由が書いてあるんですが、あまりにも当初、アバウトな数字であったのかなというふうに感じるんですが、ほかに変更箇所はないんですね。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） そのとおりでございます。我々としても事業団に対しまして、そういった変更の理由等について確認いたしましたところ、やはり設計業務において概算事

業費は出しておりました。その概算事業費に対しまして、物価上昇、人件費、資材高騰、こういったものを考慮して、それを2割から3割程度大きめにしていたと、やはり金額が超えての変更というのは、かなり影響が大きいということで、そういった判断があったようでございます。

実際の業務の内容等については変更はございません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 変更内容がないということですが、12ページから14ページまで、これも当初と変わらないということですよ。きのうの質疑じゃなかったけど、もったいないいう精神からしたら、これは必要ないんじゃないですか。これを添付する必要はないんじゃないんかいということなんですよ。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） わかりました。どういったところなのかというのはちょっとわからない方もおられるかと思ひまして添付させてもらいました。以後、そういったところは、よく精査したいと思います。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、議案第43号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第43号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正、第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第43号について説明します。

補正予算書の2ページをお願いします。

第1表 繰越明許費補正。追加として、介護保険（保険事業勘定）特別会計の繰越しに伴い、一般会計からの繰出金の繰越しも必要となり、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金の繰越明許費の追加を計上するものです。

説明は以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、議案第44号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第44号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）でございます。

令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費、第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第44号につきまして、御説明をいたします。予算書の4ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、介護報酬改定等に伴いますシステム改修事業につきまして、一部令和2年度内にシステム改修が終了しないことから繰り越しを行うものでございます。

第1表 繰越明許費。1款総務費、1項総務管理費、事業名は、介護保険一般事業、介護保険システム改修業務委託料153万6,000円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉野伸康君） この際、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

(休憩 11時56分)

(再開 13時00分)

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第1号～日程第18 議案第12号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第7、議案第1号 令和3年度江田島市一般会計予算から、日程第18、議案第12号 令和3年度江田島市下水道事業会計予算までの12議案を一括議題といたします。

本12議案について、浜西金満予算審査特別委員長の報告を求めます。

浜西金満委員長。

○予算審査特別委員長（浜西金満君） 令和3年3月16日、江田島市議会議長 吉野伸康様。江田島市議会予算審査特別委員会委員長 浜西金満。

予算審査特別委員会報告をいたします。

本委員会は、令和3年第1回江田島市議会定例会本会議2日目において、付託された議案について、総務、文教厚生、産業建設の3分科会に分割し、3月1日、2日に文教厚生分科会、3月3日、4日に総務分科会、3月5日、8日に産業建設分科会を開会し、慎重に審査した結果、個別意見、要望事項を付して賛成多数で決したので、会議規則第103条の規定により報告します。

まず、審査の結果について申し上げます。

議案第1号 令和3年度江田島市一般会計予算から、議案第12号 令和3年度江田島市下水道事業会計予算までの12議案については、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

2ページを御覧ください。

次に、審査の概要について申し上げます。

本委員会に付託された予算の審査に当たっては、本予算に組まれた事務事業が、各行政分野に適切に配分され、かつ、地域的な均衡が図られているかどうかの主眼を置き、地方自治法第97条第2項に規定されている長の提案権を侵害しないように十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審議を行いました。

次に、審査意見について申し上げます。前段部分は省略いたします。

予算の執行に当たっては、審査の過程に出された各分科会からの個別意見等に十分留意され、市民の安全で安心な暮らしを守り、本市の経済を守り、将来にわたって活力あふれる本市の礎を築くべく取り組んでいただきたい。

以上、審査意見といたします。

なお、各分科会から提出された個別意見、要望事項につきましては、次に記載してあるとおりでございますので、今後の行政執行に反映していただくことを要望し、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（吉野伸康君） これをもって、浜西金満予算審査特別委員長の報告を終わります。

本12議案についての委員長報告は、意見書をつけ、可決すべきであるとするものであります。これより委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第1号 令和3年度江田島市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度江田島市港湾管理特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和3年度江田島市水道事業会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度江田島市下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第45号

○議長(吉野伸康君) 日程第19、議案第45号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第45号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第1号)でございます。

令和3年度江田島市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,235万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,123万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第45号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明します。

事項別明細書の8、9ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正です。

6目教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金の増額補正です。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、民生委員・児童委員活動費緊急補助金の増額補正です。

3項委託金、1目総務費委託金は、参議院議員再選挙委託金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う減額補正です。

続いて、歳出です。

今回の歳出補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費と、4月に執行される参議院議員再選挙の令和3年度執行分の補正を計上しています。

10、11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う航路維持支援金及び公共交通支援事業費補助金の増額補正です。

8目交流促進費は財源更正です。

このページ中段から、12、13ページをお願いします。

4項選挙費、5目参議院選挙再選挙費は、4月に執行される参議院議員再選挙の令和3年度執行分の増額補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、民生委員・児童委員協議会補助金の増額補正です。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費は、子育て世代包括支援センター周辺整備に伴う、遊具設置工事費の増額補正です。

14、15ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、農林水産業共済等補助金の増額補正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当による財源更正です。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業共済等補助金及び水産振興資金利子補給補助金の増額補正です。

7款、1項商工費、2目商工業振興費は、事業再構築補助金等活用促進支援金及び事業チャレンジ応援支援金の増額補正です。

16、17ページをお願いします。

3目観光費は、清掃業務委託料、工事請負費及び特産品販売事業補助金の増額補正です。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、教育委員会におけるリモート会議の環境整備に伴う委託料及び備品購入費の増額補正です。

3項中学校費、1目学校管理費は、大柿中学校トイレ改修工事に伴う委託料及び工事請負費の増額補正です。

18、19ページをお願いします。

5項保健体育費、2目体育施設費は、スポーツセンター備品購入費の増額補正です。

なお、20ページ以降に、給与費明細書をお示ししています。

説明については、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 3項目ほど質問させてください。

事項別明細書の11ページにあります航路維持支援金が2,880万、そして、公共交通支援事業費補助金というのが1,200万円あります。まず、この航路維持事業費というのが令和2年度と同じ状況下にある、江田島市発着の航路事業者への支援ということで、その部分はよく理解できてます。実際、前月、令和元年度の同月比で10%以上減少している場合の支援という

こと、これが要件になると思うんですけれども、現状この経営状況というのがどうなのかって非常に気になります。というのが、令和2年度でやってるものと同じような補助を令和3年度にもやるんですけれども、これで果たして現状の航路を維持していく中で、この額でいいのかどうかという、やはりどうしても市民の生活航路ですので、何としても維持していかなくちゃいけないという思いも私もありますので、この額で問題なく維持できるのか、ここのところの質問です。

それと、あとは、公共交通支援事業費補助金1,200万、令和2年度は1,260万ということで、まずはコロナの対策に対する消毒とかマスクの、そういった手当てをするものの支援ということと、あとは、利用者の回復支援事業ということで、何らかの利用するためのキャンペーンであるとか企画に対する支援ということで承っておりますが、令和2年度は何か、同じような額なんですけれども、今、ちゃんと利用者の支援について何か企画を予定されているのか、令和2年度の場合は何らかが実行されたのかどうか。同じ枠組みで出されるんで、どうなのかというのをちょっとお聞かせください。

それと、あとは、事項別明細書の17ページなんですけど、清掃業務費ということで400万円計上されております。恐らくこれは全員協議会でも説明があった資料の中に、このたび新ホテルが7月オープンということで、長瀬海岸の清掃ということだと思いますが、毎年度江田島市内、江田島湾と、あとは入鹿海岸、そして長瀬海岸には清掃の業務委託、シルバーさんにやっております。令和3年度にも450万円計上されておりますが、それプラス、長瀬で今回400万ということになると思うんですけれども、これは、今新型コロナの、国からの交付金があるので手当てするわけなんですけれども、今後恒常的にそういった、たまたま今回は交付金があるから400万円を出して、かつ、オープンする年だからやるのか、今後も引き続きこういった支援をしていくのか、このことについて教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず最初に11ページ、生活航路維持対策事業費におけるこの補正額が適切なのかということなんですけど、航路維持を図る上で当然に業者のほうにヒアリング調査を実施しております。それから、報告が上がってくるんですが、どの程度の減少率があるのか、これも調査の上、支援するような形を取っております。

そうした中で、改めて事業者のほうから、これじゃとてもじゃないが今の維持航路できないですよというような声は上がっていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 事項別明細書の17ページの、清掃業務委託料についてでございます。

今回の長瀬海岸の集中清掃業務は、先ほど議員おっしゃったように江田島荘ができるということで、毎月3回程度、年36回を見込んでおります。これは今回に限りここの予算を使わせていただくんですけれども、来年度以降は通常どおり、観光施設の清掃ということでさせていただくようになると、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） すみません、先ほどの質問の中、11ページの生活交通維持対策

事業費の中で、公共交通支援事業費補助金、これの利用内容なんですが、当然にマスク、消毒を含め、運転手をセパレートするための事業等に使っております。

令和3年度においても、当然にこの対策は必要だということで計上して、事業者と調整の上、対応しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。交通支援事業のほうはよくわかりました。

もちろん、今どうなんですかね、航路事業者への支援ということであれば、これ県の管轄ですけども、係船料であるとかそういうところの減免措置が確かこの3月までであったと思いますし、この状況でいけば、4月以降もそういったこともあるのかなというふうに思いますけれども、こちら辺のところも、もし情報があれば教えていただきたいなど。

それと、17ページの清掃業務、今産業部長のほうからは今回限りということで、月3回の36回、年400万ですよ。今現状その450万、令和3年度予算ですけども、要は江田島湾とこれはもう長瀬海岸を含みます、それと、入鹿、長浜のこの拠点で、450万でシルバーさんに委託する予定だとは思うんですよ、今年度もそうでしたから。じゃあ今シルバーさんに委託する450万円の中には長瀬海岸部分っってもう入っていると思うんですけども、どう切り分けますか。今回、今400万の補正は、長瀬海岸に限っての400万だと思うんですけども、ここをどう切り分けるかというか、どうやるんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） シルバーに委託して江田島湾プラスもう少し広めた部分の清掃をしていますけれども、これは毎年、県の補助をもらってやっています。

これが補助の採択結果が出るのが7月に大体なるんですね。だから7月からでないとは実施できません。ですから、そこは産業部と調整しつつ、産業部のほうはそれまでの4、5、6で集中してもらおうとか、そういったことで調整したいと考えています。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） あと、県の管理港湾への係船料についてですけども、今年度末までそういった減免措置はしております。新年度については、まだ県のほうから具体的な、そういった話は来ておりません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今の清掃の分がよく仕組みがわかりました。7月に、要は県から、たしか県が10分の8補助でしたかね、海岸清掃というか今シルバーさんをお願いしている部分の、いわば原資というか財源がですね。そういった意味で、これから4、5、6、7と、この期間中どうしてもやらざるを得ない部分は、今の新しいこの補正の部分で何とか手当てはしたいということで理解しました。

あとは、港湾の係船料のほうも引き続き、江田島市にとってやはり航路維持というのは非常に大切な、市民にとって非常に大切な航路ですので、引き続き市のほうからも減免措置の延長とかを、江田島市自身も航路維持のことで支援していきますので、あわせてお願いするよう要望をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和3年第1回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 13時31分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員